

人材紹介に関する基本契約書 (一部抜粋)

乙が紹介した丙が、退職に至った場合、退職した日が入社後 90 日以内である場合に限り、下記の基準に基づき、乙の手数料負担により対価を返却するものとする。

- (1) 退職日が入社後 30 日以内の場合 報酬額×90%
- (2) 退職日が入社後 30 日超 60 日以内の場合 報酬額×70%
- (3) 退職日が入社後 60 日超 90 日以内の場合 報酬額×50%